

有床義歯の修理について

当院では、院内に歯科技工士を配置し、迅速に有床義歯の修理を行える体制を整えております。

なお、患者さんの求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算 1 として、1 床(顎)につき所定点数に55点が加算となり、また預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算 2 として、1 床(顎)につき所定点数に35点が加算となります。

歯科疾患管理料について

患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています

病 院 長